

## 文化審議会著作権分科会各小委員会の 検討状況について

○ 「法制問題小委員会」	1
○ 「契約・流通小委員会」	6
○ 「国際小委員会」	10
○ 「著作権小委員会」	14
○ 「司法救済制度小委員会」	22

文化審議会著作権分科会「法制問題小委員会」  
の検討状況について

1. 検討事項（平成15年7月31日に法制問題小委員会で決定）

- 著作権法の単純化（「契約」に関する規定の見直し等）
- 保護期間について（無名・変名・団体名義の著作物の保護期間の在り方、保護期間そのものに関する考え方）
- 「アクセス権」の創設又は実質的保護
- 関係者間で協議中の事項（権利の強化、権利制限規定の拡大・縮小等）
- 各省庁の著作権法改正要望

2. 「法制問題小委員会」委員名簿

石井亮平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
入江観	(社)日本美術家連盟理事
上原伸一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会 主査
岡村豊	玉川大学教授
金原優	(社)日本書籍出版協会副理事長
上出卓	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター参与
児玉昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
後藤幸一	(協)日本映画監督協会渉外委員会委員長
菅原瑞夫	(社)日本音楽著作権協会副本部長
瀬尾太一	(社)日本写真家協会著作権委員会委員、日本写真著作権協会 常務理事
常世田良	(社)日本図書館協会常務理事(15.9.25～)
(大澤正雄	(社)日本図書館協会理事(～15.9.24))
土肥一史	一橋大学教授
主査 中山信弘	東京大学教授
野村豊弘	(学)学習院常務理事
生野秀年	(社)日本レコード協会常務理事
福田慶治	(社)日本映画製作者連盟常務理事・事務局長
松田政行	弁護士・弁理士
三田誠広	(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
村上重美	(社)日本新聞協会専務理事・事務局長
山地克郎	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長

(計20名)

### 3. 小委員会の開催状況

- 第1回 平成15年6月12日(木)
  - ・主査の選任について
  - ・法制問題小委員会の概要について
  - ・著作権法制に関わる動向について
  
- 第2回 平成15年7月31日(木)
  - ・法制問題小委員会審議事項(案)について
  - ・関係者間で協議中の事項の協議状況について
  
- 第3回 平成15年8月27日(水)
  - ・著作権法の単純化について
  - ・「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止について
  
- 第4回 平成15年9月25日(木)
  - ・保護期間について
  - ・「輸入権」の創設について
  
- 第5回 平成15年10月8日(水)
  - ・「アクセス権」の創設又は実質的保護
  - ・各省庁の著作権法改正要望について

### 4. 主な意見の概要

#### (1) 著作権法の単純化(「契約」に関する見直し)について

①第61条第2項(「著作権のすべてを譲渡する」という契約では、「翻訳権・翻案権等」と「二次的著作物の利用に関する権利」は譲渡されていないと推定する規定)の廃止

##### (積極意見)

- ・ 契約で個々の権利の譲渡を明記しない限り、権利が譲渡されないという規定は、著作権法を相当に読み込んでいないと分からないような規定であり、単純化の観点から廃止すべき。

##### (慎重意見)

- ・ 権利の譲渡について、著作権者に一考を促すという意味で慎重に検討すべき。

②第15条(雇用契約等に著作権に関する規定がない場合には、従業員の著作物について、一定の条件のもとに「雇用者」を「著作者」とする規定)の廃止

##### (慎重意見)

- ・ 法人著作の規定を廃止することにより、企業等の法人は従業員等と個々に契約

をしなければならなくなり、また、契約の内容如何によっては、無効と判断されることもあるので、法人の活動に支障をきたす恐れがあるため、慎重に検討すべき。

- ・ 法人著作の規定を廃止して、個々の契約に委ねることは、一見、従業員に有利になるように見えるが、実際上は、雇用関係等で従業員に不利な契約になることが予想されるので、企業、従業員双方が納得できる契約ルールを構築する必要がある。
- ・ 契約によって、「財産権」は移転できるが、「人格権」を移転できないため、法人著作の規定の廃止によって、企業活動が成り立たなくなるという懸念がある。
- ・ 法人著作の規定を廃止することは、かえって著作権法の適用関係が複雑になるので、著作権法の単純化という観点だけで検討すべきでない。

③第44条（放送の許諾を得た著作物について、放送事業者がこれを一時的に録音・録画することができることとする規定）の廃止

第93条（放送の許諾を得た実演について、放送事業者がこれを録音・録画することができることとする規定）の廃止

（積極意見）

- ・ 放送番組の再利用を円滑に行うためにも、放送の許諾の段階で録音録画の許諾を得ておくべきであり、第44条、第93条の規定は廃止すべき。

（慎重意見）

- ・ 第44条、第93条を廃止すると、録音録画権と放送権の双方の契約交渉を行わなければならない、現場に混乱を招いたり、現実的に許諾を得られない場合も出てくるので、慎重に検討すべき。
- ・ 「視聴覚的実演に関する新条約」が採択されない中で、第93条を廃止することは、二次利用がされるときに、実演家の権利の実質的切り下げになるのではないか。

(2)保護期間について（無名・変名、団体名義の著作物の保護期間の在り方、一般の著作物等、保護期間そのものの考え方）

（積極意見）

- ・ インターネット環境の充実により、国際的に保護期間を平準化する必要があるので、国際的スタンダードである「70年」に合わせるべき。

（慎重意見）

- ・ 欧米諸国が保護期間を延長した理由を仔細に検討すべき。数字だけを根拠に平準化すべきでない。
- ・ 今後経済的分析を踏まえた長期的な検討が必要。

(3)「アクセス権」の創設又は実質的保護について

（積極意見）

- ・ 放送新条約において、暗号化された放送の保護について検討がされてきており、放送新条約の検討に合わせて積極的に議論すべき。
- ・ インターネット上のデジタル媒体のものについては、技術的にアクセスをコントロールすることが可能になってきていることから、アクセス・コントロールを回避する行為に対して権利保護を与える必要がある。

(慎重意見)

- ・ 「アクセス権」「暗号解除権」「技術的保護手段の回避行為」の3つの方策があるが、それぞれ区別して議論すべきである。「アクセス権」については、著作権の根本的な考え方、憲法上の「知る権利」にも影響する大きな問題であるので、慎重に議論すべき。
- ・ 人間の自然的な行為である知覚をコントロールすることは著作権には馴染まない。

(4)関係者間で協議中の事項について

①「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止について

金原委員より、「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止に関する協議状況等について、説明が行われ、次のような意見があった。

(積極意見)

- ・ コミック文化が成熟する中、書籍・雑誌だけが貸与権が与えられていないのは、不合理である。
- ・ 昭和59年の附則4条の2の創設時とは大きく環境が変化し、現在はレンタルコミック店の出現による著作者への経済的影響は大きいため、附則4条の2は削除すべき。
- ・ 許諾システムの見込みがたち、関係者間の協議も進捗しているというのであれば、附則4条の2は削除すべき。

②「輸入権」の創設について

生野委員より、「輸入権」の創設に関する協議状況等について、説明が行われ、次のような意見があった。

(積極意見)

- ・ 知財立国として、日本の音楽の海外市場の進出をしやすい環境を整備するためにも「輸入権」は必要。
- ・ 韓国における日本文化の開放等、近隣諸国における日本のレコードの需要が一層高まることが予想されるが、他方で安価なレコードが日本に還流されることで権利者の利益に支障をきたすため、「輸入権」を創設して保護すべき。

(慎重意見)

- ・ ライセンス契約によりレコードの還流を防ぐことができるのではないか。
- ・ 「輸入権」を商業用レコードだけに限定すべきなのか、他の分野でも必要なものはないのか検討が必要。
- ・ 経済法的な観点からの検討も必要。

#### (5) 各省庁の著作権法改正要望について

各省庁の著作権法改正要望について、事務局から報告が行われた後、各小委員会で議論されていない「生番組の著作物性を明定」や「障害者・高齢者の著作物の利用に関する利用制限規定の新設」について、次のような意見があった。

##### ① 生番組の著作物性の明定

(積極意見)

- ・ 生番組が著作物ではないのではないかという解釈もあり、生番組に著作物性があることを明確にすべき。

(慎重意見)

- ・ 生番組に著作物性があれば、そもそも著作物の定義で保護されるのであり、わざわざ明定する必然性がない。

##### ② 障害者・高齢者の著作物の利用に関する利用制限規定の新設

(慎重意見)

- ・ 非常に範囲の広い権利制限の規定は、曖昧で、権利者にとって死活問題であり反対。
- ・ 障害者・高齢者の定義付けが難しく、対象を特定できないため、障害者・高齢者に対する一般的な権利制限規定を設けるべきでない。

(その他)

- ・ 公共図書館における貸出用の録音図書の作成は、視覚障害者等の経済的自立を促す意味でも非常に重要なことである。
- ・ 実質的に利用対象者を限定することは困難なので、公共図書館ですべてのものを無許諾で貸出用の録音図書を作成できるようにすることは、著作者としては賛成することはできない。

#### 5. 今後の検討予定について

第6回 平成15年11月14日(金)

- ・ 関係者間の協議事項について(審議)

第7回 平成15年11月28日(金)

- ・ 審議経過の概要(案)について

第8回 平成15年12月 3日(水)

- ・ 審議経過の概要(案)について

文化審議会著作権分科会「契約・流通小委員会」  
の検討状況について

1. 検討事項（平成15年6月6日に決定）

- 契約に係る法制について（ライセンス契約におけるライセンシーの保護、等）
- 著作物等の登録制度について
- 契約システムの構築への支援のあり方について（集中管理事業のあり方、等）
- 権利者による「意思表示」のためのシステムの開発・普及のあり方について
- その他

2. 「契約・流通小委員会」委員名簿

安 念 潤 司	成蹊大学教授
飯 田 昭 夫	日本弁理士会知的財産支援センター副センター長
石 井 亮 平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
今 川 祐 之	(社)全日本テレビ番組製作社連盟専務理事
上 原 伸 一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
大 森 一 男	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員
加 藤 衛	(社)日本音楽著作権協会常務理事
北川善太郎	名城大学教授、(財)国際高等研究所副所長
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
児 玉 昭 義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
佐々木隆一	(株)ミュージック・シーオー・ジェービー取締役会長
渋谷達紀	早稲田大学教授
寺島アキ子	(協)日本脚本家連盟常務理事
土 肥 一 史	一橋大学教授
生 野 秀 年	(社)日本レコード協会常務理事
橋 元 淳	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 事務局長
橋 本 太 郎	ソフトバンク・ブロードバンドメディア(株)代表取締役
松 田 政 行	弁護士・弁理士
森 田 宏 樹	東京大学教授
主査 紋 谷 暢 男	成蹊大学教授

(計20名)

### 3. 小委員会の開催状況

#### ○第1回 平成15年 6月 6日(金)

- ・主査の選任について
- ・著作権をめぐる最近の動向について
- ・小委員会の検討事項について

#### ○第2回 平成15年 6月30日(金)

- ・ライセンス契約におけるライセンシーの保護について
- ・著作物の円滑な流通の促進に関する文化庁の施策について

#### ○第3回 平成15年 7月30日(水)

- ・ライセンス契約におけるライセンシーの保護について

#### ○第4回 平成15年 9月 3日(水)

- ・著作権等の登録制度の見直しについて
- ・著作権等の信託管理のあり方について

#### ○第5回 平成15年 9月24日(水)

- ・集中管理事業のあり方について
- ・「意思表示システム」の開発・普及について

### 4. 主な意見の概要

#### (1) ライセンス契約におけるライセンシーの保護のあり方について

著作権に係るライセンス契約におけるライセンシー(利用者)の保護について、昨年の審議における論点、及び7月に発表された「破産法等の見直しに関する要綱」を踏まえ検討を行ったところ、概要は以下のとおりであった。

- 著作物の種類やビジネスの実態によって、業界の要望するライセンシーの保護のあり方に差異がある。例えば、放送番組や映画の二次利用(放送、ビデオ化等)におけるライセンス契約は、独占的利用許諾が一般的であり、また契約内容も定型的であることから、このような業界に関係する委員からは、著作権が第三者に譲渡された場合、ライセンサーの地位も承継され、著作権の譲渡前の条件で適法に利用できるようになることを要望する意見が出された。一方、工業製品の製造業界におけるライセンス契約は、特許権、著作権、営業秘密など種類の異なる権利を一括して取扱うことが多く、またクロスライセンス契約のように当事者間で相互にライセンスし合う取引もあり、このような業界に関係する委員からは、著作権が第三者に譲渡された場合、ライセンサーとしての地位を当該第三者に承継させることを要せず、ライセンシーは引続き適法に当該著作物の利用を継続できる方法を要望する意見が出された。

- 著作権の譲受人である第三者に対抗するための要件の付与の方法について

は、複雑なライセンス契約が一般的な業界に関係する委員からは、無体財及び非独占的ライセンスの特質に基づくライセンシーの利益と著作権の譲受人の利益の比較衡量、制度の実効性、米国の制度の例から、契約書の存在によって対抗できるとする方法がよいのではないかとの意見が出された。一方、研究者、弁護士等学識経験委員からは、公示によらない対抗要件の付与については、著作権譲渡取引の安全性の観点等から、我が国には馴染まないのではないかとの意見が出された。

○ライセンス契約に関する対抗要件制度を整備した場合にライセンサーの地位が承継されるかどうかについては、不動産が譲渡された場合に賃貸人の地位が不動産の譲受人に承継されることになり、ライセンス契約のライセンサーの地位が著作権の譲受人に承継されることを議論の出発点とした方がよいという意見が学識経験委員から出された。

○ライセンシーの保護については、知的財産権全般に通じる制度設計が求められているところ、著作権のみが特別な対抗要件制度を設けることは適切ではなく、他の知的財産権における同様の検討を踏まえ整合性のある制度設計をすべきであるとの意見が多かった。

## (2) 著作物等の登録制度について

### ①プログラムの著作権に係る登録の実施主体について

プログラムの著作権に係る指定登録機関について公益法人であることを必要としている現行の指定基準は撤廃する方向で検討すべきである、複数の登録機関ができる場合には登録に係る統一的なデータベースが必要である、等の意見があった。

### ②著作権等の登録制度全般について

新たな登録制度を設けることは必ずしも流通の促進にはならない、登録原簿については、帳簿式ではなくコンピュータ時代に合わせた検索し易いものへの変更を早急に実施すべき、等の意見があった。

## (3) 著作権等の信託管理のあり方について

○信託業法が改正され著作権を含む財産権一般の営業信託の受託が可能となるが、著作権等の信託管理の分野については、著作権等管理事業法のもとで一定の秩序が形成され、それについて特に問題もないことから、信託業法の改正により当該分野の規制が強化されることがあってはならないとの意見が大勢を占めた。

## (4) 集中管理事業のあり方について

○著作権等管理事業法の施行から二年経った評価としては、特に大きな問題は生じていないとの意見が多かったが、使用料規程の制定・変更のシステム、非一任型の管理事業のあり方、同一分野において複数の管理事業者が存在す

る場合の使用料のあり方、管理事業制度の理解を深める方法等については来年度の見直しの際議論した方がよい等の意見があった。

(5) 「意思表示システム」の開発・普及について

- 「自由利用マーク」については、「コピーOK」マークを付けるのは非常に抵抗感があるが、「障害者OK」と「学校教育OK」から普及を進める方が良いのではないかと、国・地方公共団体等が他人に委託して作成する著作物については、必ずしも国・地方公共団体等が著作権を有しているとは限らないので、安易に自由利用マークを付けると問題がある場合があるのではないかと、マークの付け方などについてもっとPRする必要があるのではないかと、等の意見があった。

5. 今後の検討予定について

第6回 平成15年10月29日(水)  
・ 審議経過の概要(案)の骨子について

第7回 平成15年11月19日(水)  
・ 審議経過の概要(案)について

第8回 平成15年12月 3日(水)  
・ 審議経過の概要(案)について

文化審議会著作権分科会「国際小委員会」  
の検討状況について

1. 検討事項（平成15年9月5日に国際小委員会で決定）

○国際的ルール作りへの参画のあり方について

- 放送機関に関する条約
- 視聴覚的実演に関する条約

○海賊版対策のあり方について

○その他

- インターネットを通じた著作権侵害に係る国際裁判管轄及び準拠法の問題等

2. 「国際小委員会」委員名簿

石井亮平	日本放送協会マルチメディア局著作権センター担当部長
上原伸一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
加藤衛	(社)日本音楽著作権協会常務理事
久保田裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
小泉直樹	上智大学教授
児玉昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
駒田泰土	群馬大学講師
関口和一	(株)日本経済新聞社編集委員兼論説委員
大楽光江	北陸大学教授
高杉健二	(社)日本レコード協会法務部部長
道垣内正人	東京大学教授
前田哲男	弁護士
増山周	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 法務調査部部長
松田政行	弁護士・弁理士
主査 紋谷暢男	成蹊大学教授
山地克郎	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長
山本隆司	弁護士

(計17名)

### 3. 小委員会の開催状況

#### ○第1回 平成15年 6月 2日(月)

- ・主査の選任について
- ・小委員会の概要について
- ・著作権をめぐる最近の動向について
- ・小委員会の検討事項について

#### ○第2回 平成15年 7月18日(金)

- ・小委員会の検討事項について
- ・放送機関に関する新条約について(放送前信号の取扱い)

#### ○第3回 平成15年 9月 5日(金)

- ・小委員会の検討事項について
- ・放送機関に関する新条約について(暗号解除の取扱い)

#### ○第4回 平成15年10月 3日(金)

- ・放送機関に関する新条約について(新条約に係る諸課題の取扱い)

### 4. 主な意見の概要

放送機関に関する新条約について、従前の審議会及びWIPOでの論点を踏まえ検討を行い、以下の意見があった。

#### (1) 放送前信号の取扱いについて

○スポーツの実況中継などの放送前信号が傍受され、放送と同時又は先立って行われた場合、放送事業者が多額の放映権料や中継費用を費やして放送を行うインセンティブが著しく損なわれること等、経済的投資の大きさという観点から何らかの保護を要望する意見があった。

○現行通信法制において放送前信号の傍受は違法とされているが、侵害行為の差止めを請求できる点で著作隣接権による保護が望ましいとの意見があった。

○その際、保護すべきは、放送された番組と同一の信号とすべきであり、放送されない部分の放送前信号は保護すべきではないとの意見があった。

○放送行為に対する著作隣接権は、公共性の観点から保護が与えられるため、公衆に直接送信されない放送前信号を著作隣接権で保護することに消極的な意見があった。

(2) 暗号解除の取扱いについて

○2006年から全国的に実施される地上波デジタル放送にもアクセス・コントロール技術が施されることから、これを回避する行為に対して、何らかの措置が講じられることが望ましいとの意見が多かった。

○利用者が著作物を享受する知覚段階で規制するのが望ましいが、そのための技術がなかったために、従来の著作権法では複製権など周辺行為を規制していた。技術が進展し、インターネット上で著作物が流通する現在、アクセス権の創設についても検討する必要があるとの意見があった。

(3) 放送機関に関する新条約に係る諸課題の取扱いについて

① 譲渡権の付与

○我が国著作権法では、著作権者、レコード製作者及び実演家に譲渡権を付与している点、放送機関に同権利を付与することによる障害は想定しにくい点を考慮すると、同権利を付与していいのではないかとの意見が多かった。

○権利行使をする上で複製権侵害の立証が難しい点、放送するコンテンツ保護をより実効的に行う必要がある点を考慮すると、譲渡権の付与は必要である、との意見があった。

○海賊版に対し、複製権侵害で対応できるのに、その上譲渡権を付与する必要性、著作権者の譲渡権侵害で対応できるのに、放送機関にも同権利を付与する必要性を疑問視する意見があった。

○譲渡権の国際消尽については、輸入権に関する議論と整合性が取れるように検討すべきであるとの意見があった。

② 利用可能化権及びインターネットによる同時再送信権の付与

○放送の無許諾再送信が受信されたことを立証することは非常に困難であるため、利用可能化権を付与したほうがより実効的であるとの意見が多かった。

③ 異時放送権の付与

○同時の再放送についてだけ権利があって異時の再放送については権利が付与されていないのは、実態にそぐわないため、異時放送権も付与すべきではないかとの意見があった。その際、インターネットによる再送信権についても異時のものも付与した方が整合性が取れるのではないかとの意見があった。

④ 技術的保護手段・権利管理情報に関する義務

○技術的保護手段の回避等の禁止については、デジタル放送をアナログ放送に転換するなど、技術的に回避せざるを得ない部分については適用除外とするよう考慮してほしいとの意見があった。また、無反応機器の販売等を禁止すると、世界中で異なる技術的保護手段に反応する機器の製造を義務付けることとなり、経済活動を阻害するおそれがあるので、無反応機器の規制については慎重に対処して欲しいとの意見があった。

⑤ 遡及効

○基本的に保護すべき放送は、放送を行う際に問題となるのであって、既に放送してしまっただけのものについて、遡及させないと対応できない例は少ないので、著作隣接権の原則に従って、不遡及としてはどうかとの意見があった。

○ただし、条約締結前に放送を無許諾で固定したものが条約締結後に頒布された場合には、遡及効が有効に働くのではないかとの意見があった。

5. 今後の検討予定について

第5回 平成15年10月31日(金)

- ・放送機関に関する新条約について(ウェブキャストの取扱い)
- ・インターネットを通じた著作権侵害に係る国際裁判管轄及び準拠法の問題

第6回 平成15年11月21日(金)

- ・審議経過の概要(案)について

第7回 平成15年12月 1日(月)

- ・審議経過の概要(案)について

文化審議会著作権分科会「著作権教育小委員会」  
の検討状況について

1. 検討事項（平成15年6月23日に著作権教育小委員会で決定）

- 大学における著作権教育への支援のあり方について
- 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について
- 企業等における著作権教育への支援のあり方について
- 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について

2. 「著作権教育小委員会」委員名簿

小 熊 竹 彦	日本生活協同組合連合会政策企画部長
北川善太郎	名城大学教授、(財)国際高等研究所副所長
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
坂井知志	常磐大学助教授
里中満智子	漫画家
主査 清水康敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
菅原瑞夫	(社)日本音楽著作権協会業務本部副本部長(送信・EDI推進担当)
関口一郎	(社)日本教育工学振興会常務理事・事務局長
大 楽 光 江	北陸大学教授
中 井 暁	(社)日本映像ソフト協会業務部長
永井多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 村 司	野田市立東部中学校教頭
中村凱夫	(社)著作権情報センター理事・事務局長
菱木純子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
福 島 信	行政書士、日本行政書士連合会・知的財産権委員会委員
水島和夫	高岡短期大学副学長
光主清範	(社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会幹事

(以上17名)

### 3. 小委員会の開催状況

#### ○第1回 平成15年6月23日(月)

- ・著作権教育小委員会主査の選任について
- ・著作権教育小委員会の概要について
- ・著作権をめぐる最近の動向について
- ・著作権教育小委員会の検討事項について

#### ○第2回 平成15年7月14日(月)

- ・大学における著作権教育への支援のあり方について
- ・地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について

#### ○第3回 平成15年8月22日(金)

- ・企業等における著作権教育への支援のあり方について
- ・今年度の著作権教育関係事業について

#### ○第4回 平成15年9月9日(火)

- ・著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について
- ・今年度の著作権教育関係事業について
- ・文化審議会著作権分科会「著作権教育小委員会」の検討状況について

### 4. 主な意見の概要

#### (1) 大学における著作権教育への支援のあり方について

事務局作成の支援方策(別紙1)に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

- 委員の多くは著作権に対する学生の意識は、低いと考えており、これを向上させるための具体策として、
  - ・ 自分で作成した研究成果の無断利用、不適切な引用の方法など身近な例を用いた教育を実施すること
  - ・ 教養教育の中で単独で著作権教育を取り上げるのは難しいので、情報管理教育や法令遵守教育の中で取り上げる等を考慮すること
  - ・ 企業における著作権教育のようにリスク管理の面から教育すること
  - ・ 能力開発の一環として著作権に関する知識の取得を考えるのが有効であること
  - ・ 大学の中で著作権に関する専門家を育てること
  - ・ 法律的な講義より、自分の作成したレポート、論文等にコピーOKなどの意思表示マークをつけるなど現実的な対処による教育が有効であることなどの意見あった。

(2) 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について

事務局作成の支援方策（別紙2）に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

- 著作権教育アドバイザー制度の実施に当たって
  - ・ 教育関係者に対するアドバイザーとしての役割だけでなく一般国民に対するアドバイザーとの役割も担う著作権教育の専門家という位置付けにした方がよいこと
  - ・ 修了証書を与えることは受講者にとって励みになることから、この制度を一種の資格制度として位置付けた方がよいこと
  - ・ アドバイザーの活用方法についてはもっと詳細に検討する必要があることなどの意見が出された。
- 標準カリキュラムの作成については
  - ・ 試験的に地方自治体や社会教育施設で実施し、その成果を参考にした方がよいこと
  - ・ 自らの権利の活用という面もカリキュラムに、盛り込んだ方がよいこと
  - ・ 地域の生涯センターなどでカリキュラムを活用してもらおうと研修会の充実が図れることなどの意見が出された。

(3) 企業等における著作権教育への支援のあり方について

ネットワークシステムを活用した著作権教育プログラムを自社開発し社員教育を実施している企業における著作権教育の先進事例及び事務局作成の支援方策（別紙3）に関し意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

- 事例発表の中で、
  - ・ 企業のイメージダウンを防止するために、著作権ポリシーや管理規程の遵守を徹底させることと自社の著作物をどのような考え方で保護していけばよいのかの両面から著作権教育を行っていること
  - ・ 社員が使いやすいように、学習時間は15分から20分、キャラクターを使った動画の利用、Q & A方式、理解度テストの実施などの工夫をしていること
  - ・ システムは全て自社開発であること
  - ・ サーバーに著作権教育ソフトが蓄積されており、社員はいつでも利用できること
  - ・ 社員から著作権の質問が多くなるなど一定の教育効果が見られることなどが紹介された。

- 企業における著作権教育については、
  - ・ 法令を遵守して事業を実施するという社員教育の一環で行われる必要があること
  - ・ 海賊版を見つけたらどう対処するかなど具体的な事例を社員に提示することが効果的であること
  - ・ 著作権法違反をした場合、企業がどのような打撃を受けるかを役員が認識することが重要であることなどの意見が出された。

#### (4) 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について

事務局作成の支援方策（別紙4）に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

- 「著作権教育連絡協議会」のあり方については、
  - ・ 教育委員会連合会や校長会等の利用者側の団体との連携も考える必要があること
  - ・ 各団体が実施している研究事業などを一括して見られるサイトの作成など各団体の情報を共有するサイトが必要なこと
  - ・ 著作権に関するパンフレット等の共有化については、そのニーズをもっとよく検討する必要があることなどの意見が出された。

#### (5) 今年度の著作権教育関係事業について

「バーチャル著作権ヘルプデスク」、「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的指導方法の研究開発、「学校における教育活動と著作権の関係を解説したパンフレットの作成」について事務局作成の企画案に基づき紹介が行われた。

### 5. 今後の検討予定について

#### 第5回 平成15年11月5日（水）

- ・ 著作権教育小委員会の審議経過の概要（案）について
- ・ 今年度の著作権教育関係事業について

#### 第6回 平成15年11月26日（水）

- ・ 著作権教育小委員会の審議経過の概要（案）について
- ・ 今年度の著作権教育関係事業について

## 大学における著作権教育等に対する支援について

### 1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

大学における著作権教育への支援

- 著作権に対する意識の向上  
○研修の充実

### 2. 大学における著作権教育等

(著作権教育)

- ① 授業等：教官→学生
- ② 研修等：大学→事務職員・教官・学生
- ③ 研修等：外部機関→事務職員・教官・(学生)

(著作権契約)

- ④ 共同研究の成果物に関する契約、TLOと大学等との契約、教官・学生と大学との契約など契約システムの導入による教職員の著作権意識の向上

### 3. 支援方策について

①ア 教官が行う「教養教育」を支援するための方策

- 例)・教官が行う日常の教育の中で利用することができる教官用「一言集」の作成  
・情報教育等の中で使うことができる著作権に関するルールやモラルを記した簡単なパンフレットや教材等の提供

イ 教官が行う「専門教育」を支援するための方策

- 例)・教科書の代わりになるような教材(「著作権テキスト」など)等の提供  
・専門教育の分野に応じた指導法、教材等の提供  
(特に教員養成教育については、学校向けの教材等の提供)  
・「著作権教育連絡協議会」の連携による専門教育向け基礎資料等の提供

②大学(情報処理センター等)が実施する事務職員・教官・学生向けの研修等を支援するための方策

- 例)・文化庁が作成したカリキュラム・パンフレット・教材等の提供  
・講師の派遣又は紹介  
・「著作権教育連絡協議会」の連携による著作権に関する情報の提供、教材等の提供、講師派遣など

③外部機関が事務職員・教官・(学生)向けに行う研修等を支援するための方策

- 例)・国、地方自治体等が実施する研修会等への支援

④大学における著作権に関する契約システムの導入を支援するための方策

- 例) 文化庁が作成した標準契約書の提供

\* 教員・学生に対する情報提供の内容として「レポートの作成」、「学会発表」、「ホームページの作成」などにおける著作権の取扱いが重要

【参考】

①著作物の利用

	事務職員	教官	学生
事務室	□		
研究室・教室		◎ □ △ ○	○ △
図書館	▲		
その他(売店・学園祭等)	○ △	○ △	○ △

- (
- ：試験問題としての複製
  - ◎：教育機関における複製
  - △：非営利上映・演奏等
  - ：私的使用のための複製
  - ▲：図書館等における複製
- )

②著作物の創作

- 大学の著作物(職務著作)
- \* 大学要覧、大学紹介パンフレット、広報誌
- 研究者の著作物
- \* 研究成果物(論文、芸術作品、ソフト等)
- 学生の著作物
- \* 研究成果物(論文、芸術作品、ソフト等)

(注) 研究者と学生の共同著作物、他機関との共同研究による共同著作物などの例も考えられる

地方自治体・社会教育施設等が実施する著作権教育への支援について

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援

- 自治体・社会教育施設の職員等を対象とした研修の拡大
- 地域において著作権教育事業を企画・実施できる人材の育成
- 各地域における著作権教育のための指導法・教材等の開発・提供等

2. 支援方策について

《方策例》

1. 国等主催の研修会の実施

① 研修会の実施（実施中）

- ・ 都道府県著作権事務担当者講習会（全国1ヶ所）
- ・ 著作権セミナー（全国7ヶ所）
- ・ 図書館等職員著作権事務講習会（全国2ヶ所）

② 著作権教育指導者に対する養成講座の実施

著作権教育アドバイザー制度の創設

地方自治体職員、関係団体職員等を対象に、著作権に関する知識の取得、著作権教育事業の企画・立案能力の向上、指導法の取得、教材等の活用方法の取得等についての研修を実施し、一定の水準以上の者に修了証書を渡す

2. 地方自治体等主催の研修の拡大

① 支援プログラムについての広報（研修会開催のための働きかけ）

② 著作権教育標準カリキュラムの提供

（対象例）

- ・ 地方自治体の事務職員向け
- ・ 博物館・美術館職員向け
- ・ 図書館職員向け
- ・ 公民館職員向け
- ・ 情報処理センター等職員向け

③ 指導法教材等の開発・提供

『著作権テキスト』の活用、新しい教材等の開発・提供

④ 講師の派遣・紹介

3. 「著作権教育連絡協議会」による支援

著作権に関する情報の提供、教材等の開発・提供、講師派遣・紹介など

## 企業等における著作権教育への支援のあり方について（案）

## 1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

## 3 文化庁による関係施策の在り方

## (1) 文化庁が「直接実施」すべき著作権教育事業の在り方

## ○多様な教育プログラムの開発

著作権教育事業については、実施主体、目的、場、学習者等について、今後ますます多様化が進むと思われることから、それぞれのニーズに対応した多様な教育プログラムを検討していく必要がある。特に、企業関係者を対象とした著作権教育のためのプログラム開発は遅れており、ニーズの多様性に配慮しつつ、企業関係者向けのプログラムを開発していく必要がある。

## 2. 著作物等の創作又は利用から見た企業の分類と支援のあり方

## 《分類》

- ア 中心的な業務として著作物等の創作又は利用を行っている企業  
（企業例）レコード会社、映画製作会社、放送局、出版社、広告代理店、ソフト会社、等
- イ 業務の中で付随的に著作物等の創作又は利用を行っている企業  
（創作・利用例）会議資料として著作物をコピー、広報用資料の作成・配布、イベントでの著作物等の利用

## 《支援のあり方》

- アについて：基本的には、個々の企業又は業界団体が業務内容に応じ、著作権教育を行うべきであり、文化庁の支援は間接的でよいと考えられる。  
（著作物を利用・創作するプロフェッショナル）
- イについて：支援方策については、大学、地方公共団体、社会教育施設等における著作権教育と同様の水準でよいと考えられる（企業については、著作権の権利制限規定の適用が少ないので、教育内容としては、かえって単純である）

## 3. 支援方策について（主として2.イの場合）

## 《方策例》

1. 国等主催の研修会の効果的活用
  - ①著作権セミナーの開催周知の拡充  
企業の社員の参加を促すため、「著作権セミナー」の開催に関する広報の強化を行う（経済団体等経由の広報）
2. 企業・業界団体等が実施する研修会等への支援
  - ①支援プログラムについての広報
  - ②著作権教育標準カリキュラムの開発・提供  
企業、業界団体が自ら開催する社員研修やセミナーなどの実施に係る教育プログラムを開発し、提供を行う。
  - ③指導法・教材の開発・提供  
『著作権テキスト』の提供、新しい教材等の開発・提供
  - ④講師の派遣・紹介
3. 「著作権教育連絡協議会」による支援  
著作権に関する情報の提供、教材等の開発・提供、講師派遣・紹介など

著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について（案）

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

- (3) 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進の在り方
- 「著作権教育連絡協議会」等の「場」の整備・活用
  - 連携協力の意義の周知
  - 具体的な連携事業の研究

2. 「著作権教育連絡協議会」の開催状況

- (1) 設置及び開催回数  
平成14年6月に設置，これまで計7回開催。
- (2) 主な議事内容
- ・参加団体それぞれが実施している普及啓発事業の紹介
  - ・著作権教育事業に関する連携協力の促進について
  - ・連携協力事業の進め方
- (3) 団体間の連携に関する「著作権教育連絡協議会」の検討状況  
教育資料等の共同利用，共同事業の実施など連携できる事業はいくつかあり，連携協力には概ね賛成であるが，予算などの問題もあるので，問題点を整理した上で，可能なものから実施することが必要である

3. 連携のあり方

- (1) 各団体の自主性の尊重  
関係機関・団体の個々の事業については，当該機関等の関連する業界の実情，当該機関等の方針，人材や予算などを踏まえ実施されているところから，それらの事業については基本的に尊重。
- (2) 効率的な事業の実施  
文化庁・関係機関等の事業が相互補完的關係と考え効率化を図る
- (方策例)
- ・一般向けの講習会  
日時・場所・内容等の調整，資料の共有化（著作権テキストの利用促進）
  - ・パンフレット  
目的・対象・内容等の調整，資料の共有化
  - ・講師派遣・情報提供  
相談窓口の設置
- (3) 事業成果の共同利用  
文化庁・関係機関等の事業の実施の成果をできるだけ共有化し，次の事業に反映させる。
- (方策例)
- ・研究協力校の成果の学校向け事業への活用

文化審議会著作権分科会「司法救済制度小委員会」  
の検討状況について

1. 検討事項（平成15年6月27日に司法救済制度小委員会で決定）

○損害賠償制度の見直し

- 「法定賠償制度」
- 侵害の数量の推定規定
- 「三倍賠償制度」（懲罰的損害賠償制度）

○権利侵害行為の見直し

- 侵害とみなす行為の見直し
- 間接侵害規定の導入の必要性

○差止請求制度の見直し

○罰則の見直し

- 罰金額の引き上げ
- 懲役刑の引き上げ
- 罰金刑と懲役刑の併科

○司法制度改革推進本部における検討事項

- 弁護士費用の敗訴者負担の導入
- 裁判外紛争解決等の在り方等

2. 「司法救済制度小委員会」委員名簿

	蘆立順美	東北大学助教授
	大淵哲也	東京大学教授
	久保田裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	後藤健郎	(社)日本映像ソフト協会業務部長代理(法務担当)
	潮見佳男	京都大学教授
	高杉健二	(社)日本レコード協会法務部部長
	橋元淳	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター事務局長
主査	細川英幸	(社)日本音楽著作権協会常務理事
	松田政行	弁護士・弁理士
	前田哲男	弁護士
	光主清範	(社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会幹事
	三村量一	東京地方裁判所判事
	山口三恵子	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員, 弁護士
	山本隆司	弁護士
	吉田徹	法務省民事局参事官室参事官

(計15名)

### 3. 小委員会の開催状況

- 第1回 平成15年 6月6日(金)
  - ・主査の選任について
  - ・小委員会の概要について
  - ・著作権をめぐる最近の動向等について
  
- 第2回 平成15年 6月27日(金)
  - 「損害賠償制度の見直し」
    - ・法定賠償制度
    - ・侵害の数量の推定規定
    - ・三倍賠償制度
  
- 第3回 平成15年 7月23日(水)
  - 「損害賠償制度の見直し」(同上)
  
- 第4回 平成15年 9月4日(木)
  - 「損害賠償制度の見直し」(同上)
  
- 第5回 平成15年 9月29日(月)
  - 「権利侵害行為の見直し」
    - ・間接侵害規定の導入の必要性
    - ・侵害とみなす行為の見直し
  - 「差止請求制度の見直し」
  
- 第6回 平成15年10月6日(月)
  - 「罰則の見直し」
    - ・罰金額の引き上げ
    - ・懲役刑の引き上げ
    - ・罰金刑と懲役刑の併科

### 4. 主な意見の概要

#### (1) 損害賠償制度の見直し

##### ① 法定賠償制度について (積極意見)

- ・ 無断インターネット送信については、侵害となる送信の回数の把握が困難であるため、送信可能化権侵害については、損害が逸失利益と直接結びつかない可能性があるため、現行規定では権利の実効性が十分に担保できないとの指摘があり、10万円の損害額を法定すべき。

##### (慎重意見)

- ・ 法定する額の根拠が明らかでない。
- ・ 送信可能化権侵害の「損害」が何なのかを検討すべき。
- ・ 著作物の種類による「損害額」の違いを「法定額」にどのように反映させるか慎重に検討すべき。

(その他)

- ・複製権等の著作権侵害にも法定賠償制度を導入する必要はないか。

②侵害の数量の推定規定について

(積極意見)

- ・侵害者による販売数量の把握・立証が困難であるため、原告が立証できた数量の2倍の数量を推定して賠償請求を認めるべき。このようにすれば、被告側も原告が立証した数量と同量の立証(反証)責任を負うため、公平である。
- ・侵害者が立証できない場合には損害の2倍を払う危険を負担することになり、許諾を取った者と取っていない者との公平性の観点を確保できる。

(修正意見)

- ・少なくとも立証された部分を上回る損害があるのではないかと疑わしい状況であることを要するべき。

(慎重意見)

- ・統計的数字を根拠とするのではなく、「公平」の観点から「2倍」とすることについて検討が必要。

③3倍賠償制度について

(積極意見)

- ・権利者側における侵害行為対策費用は膨大であり、損害賠償額として通常の使用料相当額の請求だけでは、その損失を補填することができないことから、通常の3倍の賠償請求を認めるべき。
- ・著作権侵害の量は飛躍的に増加しており、現行の刑事罰規定だけで十分な抑止効果が働いていないことから2倍の賠償請求を認めるべき。
- ・事前に許諾を取る者と侵害した者が同額を支払うのは公平ではない。侵害者は正規のライセンス料より多く支払うべきであり、この2倍又は3倍の賠償請求を認めるべき。

(慎重意見)

- ・侵害対策費用のような恒常的費用は損害賠償で補填すべきものではない。
- ・違法行為の抑止は刑事罰で対応するべきという我が国の法制と相容れない。刑事面にどのような問題点があるかを精査し、その改善ないし運用強化によって対応すべき。
- ・懲罰的損害賠償制度を認める外国判決の承認・執行における影響を考慮すべき。
- ・抑止のために科した金額が権利者に支払われる理由が不明である。

損害賠償制度の見直しに関連し、これらのほか、権利侵害者が得た利益を権利者に還元させるために、不当利得や準事務管理の考え方をを用いることを、著作権法第114条第2項(旧第1項)との関係に留意しつつ検討すべき、という意見もあった。

(2)権利侵害行為の見直しについて

①間接侵害規定の導入の必要性

(積極意見)

- ・ 演奏会場提供事業者、音源提供事業者、カラオケ機器のリース業者、CDのプレス事業者など、著作権侵害に間接的に関与する者に対して、侵害を予防するための協力を得るため、このような者も侵害者と認める規定を確信的に導入すべき。

(修正意見)

- ・ 差止請求については、不法行為に基づく請求権が認められていないため、制度改正が必要かもしれないが、その場合でも対象を限定する必要がある。
- ・ CDのプレス事業者や書籍の印刷業者など、業務にあたり著作物の内容まで把握しない事業者まで著作権侵害者と認めるのは適切ではないので、主観的要件を求めるなど、対象を限定すべき。

(慎重意見)

- ・ 損害賠償については、判例によって、間接的に関与する者に対して共同不法行為責任が認められており、現行規定で対応可能である。
- ・ 演奏会場提供事業者を著作権侵害者とみなすこととすると、表現手段の提供を予め制限することになり、「表現の自由」や「検閲の禁止」など憲法上の権利との関係も問題となるので、その点も踏まえて検討すべき。

②侵害とみなす行為の見直し

(積極意見)

- ・ 「侵害とみなす行為(著作権法第113条第1項)」の要件である「頒布の目的をもって」「情を知つて」の主観要件については、実質的根拠がないことから削除すべき。

(慎重意見)

- ・ 特許や商標のように公示制度がない著作権について、商品の適法性を常に確認しないと購入できないとなると、取引の安全を害することになり、不適切である。
- ・ 主観要件について、裁判所の認定が厳しいとの指摘があるが、個々のケースに応じて柔軟な判決が出されている。

(その他)

- ・ みなし侵害については、事後に頒布の目的が生じた場合、頒布ではなく「上映」を目的として所持した場合、現物ではなくその複製物の頒布を目的として所持した場合などについて、判例が認めている例もあるが、法整備が必要。

(3)差止請求制度の見直しについて

(積極意見)

- ・ 著作権侵害の差止請求について、起訴後に侵害を停止したとしても、「侵害するおそれがある者」とみなす規定を設けるべき。

(慎重意見)

- ・ 侵害を任意に停止したからといって、本案訴訟で差し止めの利益が認められないという例は、ほとんどないというのが実態である。

- ・ この問題は著作権や知的財産固有の問題ではないため、民事訴訟全体の問題として検討すべき。
- ・ 「おそれがない」のに認められた請求権は法的にどのような意味を持つのか、不明である。
- ・ 権利者側の立場だけでなく、被告側の視点に立った検討も必要である。

#### (4) 罰則の強化について

##### ① 懲役刑・罰金刑の引き上げについて

###### (積極意見)

- ・ 著作権侵害には悪質なケースもあることから、刑罰の引き上げを検討すべき。
- ・ 「業として」行うもののみを侵害とする特許法との並びを考えても、営利目的などに限定して引き上げるとは検討すべき。新たな類型を設けることで、実務における意識が変わり、重い罰が科されるようになるかもしれない。

###### (慎重意見)

- ・ 過去2度に渡って罰金額が引き上げられたが、実際に科されている罰金額はほとんど変わっていない。上限額を引き上げたとしても、実際に科される金額が変わらないのであれば、抑止効果には疑問がある。

###### (その他)

- ・ 略式起訴によって50万円以下しか科されないことが問題なのであるから、むしろ上限を定めるより下限を引き上げること検討すべき。

##### ② 懲役と罰金の併科について

###### (積極意見)

- ・ 懲役刑でも執行猶予が付いた場合には、侵害者にはなんの罰則も与えられないこととなり、略式手続によって罰金刑が科される者より実質的に軽い処分となることから、懲役の場合でも罰金を併科できるようにすべき。
- ・ 懲罰的効果、抑止的効果が民事の役割ではなく刑事の役割とされている我が国において、刑事に抑止効果を期待するしかない。罰則規定の引き上げによる効果が期待できないことから併科には賛成である。

#### 5. 今後の検討予定について(10月から11月にかけて3回開催予定)

##### 第7回 平成15年10月24日(金)

###### 「司法制度改革推進本部における検討事項」

- ・ 弁護士費用の敗訴者負担の導入
- ・ 裁判外紛争解決等の在り方等

##### 第8回 平成15年11月12日(水)

- ・ その他
- ・ 小委員会の審議のまとめ案

##### 第9回 平成15年11月27日(木)

- ・ 小委員会の審議のまとめ